

コンテンツ活用促進事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する、コンテンツ活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 道内の中小企業者等が自社の経営課題の解決に向けた取り組みにおいて、コンテンツ等の活用を行うために発生する費用の一部を補助することにより、札幌市内のコンテンツ関連市場の拡大、市内クリエイター等と道内中小企業者等との連携促進を図り、市内クリエイター等及び道内中小企業の競争力及び成長性を高め、本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「コンテンツ等」とは、デザイン並びに映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって人間の創造的活動により生み出されるものをいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。

3 この要綱において「道内中小企業者」とは、北海道内に本社を有する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

4 この要綱において「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

5 この要綱において「士業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

6 この要綱において、「市内クリエイター等」とは、札幌市内に本社を有するコンテンツ等の事業を営む中小企業者をいう。

7 この要綱において「その他の法人」とは、以下に示すものとする。

(1) 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。

(2) 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による。）。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決する（新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付

加価値化、販路の拡大、業務効率化を図るための自社業務の改善、ブランディング等) ために、市内クリエイター等と連携し、新たにコンテンツ等の活用を行うという取り組みであり、他の企業にとって参考となるコンテンツ等活用のモデルケース(先進的な知的財産活用事例等) になりうると財団が認めた取り組みとする。

なお、別表 1 に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業(公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結び付くまたは引き起こす、など) については補助対象事業としないものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、道内中小企業者等が補助対象事業の実施において、補助対象期間内に発生する別表に掲げる費用を市内クリエイター等に対して支払う経費等であって、理事長が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助対象者)

第 6 条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、第 4 条に定めた事業を行う第 3 条で定めた、道内中小企業者及びその他の法人とする。ただし、コンテンツ等の事業を主たる事業として営む中小企業者、及びその他の法人は除く。

なお、別表 1 に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業(公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など) を行っている者は除く。

2 補助対象者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

(1) 道内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

ただし、市内クリエイター等については、市内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

(2) 各市町村における法人市町村民税を滞納していないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

3 前項の規定は、補助対象者と連携する市内クリエイター等について準用する。

(補助対象期間)

第 7 条 補助対象事業は、原則として、当該事業に着手した日の属する年度内、かつ、理事長が別に定める期日までに取り組みが終了する事業とする。

(補助率等)

第 8 条 補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、100 万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 9 条 この要綱による補助金を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、補助金交付申請を行うものとする。

(1) 理事長が別に定める期間内に、補助金交付申請書(様式 1)、事業計画書(様式 2) 及び企業概要(様式 3) に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(2) 補助対象事業について他の助成制度(補助金、委託費) 等による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者は、申請を行うことができない。

(3) 第 10 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、その後、同一年度内において申請を行うことができない。

- (4) 補助事業者になった者は、その翌年度は同一の事業について申請を行うことができない。
- (5) 2 か年度連続で補助事業者となった者は、その翌年度は申請を行うことができない。

(補助金の交付決定)

第 10 条 理事長は、第 9 条の申請があった場合には、速やかに第 22 条に規定する「コンテンツ活用促進事業費補助金審査委員会」(以下「委員会」という。)に付議し、事業の新規性及び付加価値、実施方法の有効性、実施による効果等を勘案したその意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により補助対象事業の指定について決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式 4)により申請者に通知するものとする

第 11 条 削除

第 12 条 削除

(計画変更の承認等)

第 13 条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式 5)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第 10 条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 別表 2 に定めた補助事業の経費区分ごとに配分額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の 20 パーセント以内又は 20 万円以内の流用増減の場合はこの限りではない。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、委員会に付議し、速やかにその内容を審査のうえ、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更承認(不承認)通知書(様式 6)により、補助事業者に通知するものとする。

3 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、第 10 条において決定した補助金の額は変更しないものとする。

4 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費の 2 分の 1 を補助金の額とする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了(第 13 条の規定による中止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から 30 日以内又は理事長が別に定める期日までのいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式 7)、事業実績報告書(様式 8)に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金確定額の通知)

第 15 条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定額通知書（様式 9）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 補助金は、前条の通知後、請求により交付する。

（補助金の交付決定の取り消し）

第 17 条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助事業者に対してその理由を示したうえで、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- （3）補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた場合
- （4）前各号の規定のほか、理事長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 理事長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付している時は、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

（財産の管理）

第 19 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の備品及びその他の財産を、理事長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して処分してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年を経過する日を超えた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業成果の公表・普及)

第 21 条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、理事長が成果普及のための事業を行うときは、補助事業者はこれに協力しなければならない。

(審査委員会の設置)

第 22 条 第 10 条第 1 項によりその権限に属する事項を審議するため、コンテンツ活用促進事業費補助金審査委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営については、理事長が別に定める。

(その他)

第 23 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事業本部長が定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 8 月 12 日から施行する。

別 表 1

食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
ゴルフ会員権売買業などの金融業
保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
モーテルなどの旅館業
特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
芸妓周旋を行う民間職業紹介業
その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、
公務、集金業、取立業、学校法人など）

別 表 2

1 対象経費

経費区分	補助対象経費
業務委託費	市内クリエイター等に支払う業務委託費。 ただし、市内クリエイター等に対するコンテンツ等のデザインや制作費等の直接人件費が補助対象経費の75%以上であること。
その他	上記のほか、理事長が必要かつ適当と認める経費。

2 対象外経費

- (1) 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- (2) 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通的経費
- (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- (5) 消費税及び地方消費税相当分
- (6) 要綱第10条第2項に定める補助金交付決定通知日以前に発生する経費